

平成17年6月24日

警察庁交通局交通指導課

「違法駐車取締りの民間委託についての公開質問」について（回答）

放置違反金制度の創設や確認事務の民間委託等から成る違法駐車対策に係る新制度については、資料「放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関する説明会 平成17年2月28日 警察庁交通局交通指導課」（本資料は警察庁ホームページ「安全・快適な交通の確保」の中にも掲載されております）を送付させていただきますので、御参考としていただきますようお願いいたします。

特に、法改正の前提となった現行制度の問題点等については12頁（スライド部分の頁。以下同じ。）、確認事務の流れについては23頁、受託法人の選定については32頁、放置車両確認機関の義務等については33頁に記載されておりますので、新制度に対する御理解の一助としていただければ幸いです。

警察といたしましては、違法駐車対策に係る新制度の内容が定着するよう引き続き国民に対する広報啓発の徹底に努めてまいる所存ですので、貴法人におかれましても、新制度を含めた交通警察行政に御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。